

佐賀県訓令甲第三号

くらし環境本部くらしの安全安心課

くらしの安全安心課の消費生活及び交通・地域安全業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（平成十六年佐賀県訓令甲第七号）の一部を次のように改める。

平成二十二年三月三十一日

佐賀知事 古川 康

題名中「消費生活」を「消費生活・計量」に改める。

第一条中「消費生活」を「消費生活・計量」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。